

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成24年8月30日(木)午後5時30分～午後7時15分  
場所 小田原市役所 601会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子 (教育委員長職務代理者)  
2番委員 前田輝男 (教育長)  
3番委員 萩原美由紀  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋子 |
| 文化部長                    | 諸星 正美  |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐藤 富朗  |
| 教育部管理監                  | 松本 弘二  |
| 文化部副部長                  | 奥津 晋太郎 |
| 保健給食課長                  | 皆木 政男  |
| 教育指導課長                  | 長澤 貴   |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 菴原 晃   |
| 生涯学習課長                  | 古矢 智子  |
| 文化財課長                   | 加藤 裕文  |
| スポーツ課長                  | 杉崎 貴代  |
| 保健給食課保健係長               | 石井 園子  |
| 保健給食課給食係長               | 早川 浩美  |
| (事務局)                   |        |
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱       | 阿部 祐之  |
| 教育総務課主任                 | 井上 晃輔  |

#### 4 議事日程

日程第1 議案第13号 教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について（教育総務課）

日程第2 議案第14号 小田原市社会教育委員会議への諮問について（生涯学習課）

日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告（9月補正予算）について（教育総務課・文化財課）

#### 5 その他

(1) 第14回城下町おだわらツデーマーチの開催について（スポーツ課）

#### 6 報告事項

(1) 小田原市学校教育振興基本計画について（教育総務課）

(2) 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会の設置について（教育総務課）

(3) 通学路の安全点検実施状況について（保健給食課）

(4) 学校給食の食材等放射能検査について（保健給食課）

#### 7 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

(3) 日程第1 議案第13号 教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について（教育総務課）

提案理由説明…教育長、教育部副部長

前田教育長…それでは、議案第13号「教育委員会事務の点検・評価（平成23年度分）について」を御説明申し上げます。これは、法律の規定に基づき、本市教育委員会の、平成23年度分の事務の管理及び執行の状況につきまして、点検及び評価を行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは、細部につきましては私から御説明いたします。お手元の報告書の1ページを御覧ください。

「1 目的」でございますが、既に皆様に御案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされております。

「2 方法」でございますが、市の総合計画であります「おだわらTRYプラン」の対象事業から教育委員の皆様から17事業を選定していただき、ヒアリング、現地訪問、学識経験者との合同ヒアリングを実施するなどして点検・評価を行ったものでございます。

次に2ページを御覧ください。「3 事務の流れ」でございますが、本年4月の方針案の調整に始まり、5月の事前説明及び対象事業の選定、6月の各所管からの点検・評価案の提出、7月の教育委員によるヒアリング及び現場訪問の実施、学識経験者との合同ヒアリングを経て、本日の点検・評価案の審議に至っております。本日、議決をいただきましたら、9月の市議会厚生文教常任委員会に報告を行い、さらには市民への公表を行う予定でおります。

次に3ページを御覧ください。3ページから8ページは「教育委員会の活動状況」でございますが、こちらは、定例会・臨時会の開催状況及びその他の活動状況でございます。詳細の説明については省略させていただきます。

次に9ページを御覧ください。ここからが点検・評価の結果となります。はじめに「総括的事項」になりますが、平成23年度の事務事業の取組状況につきまして、本報告書の点検・評価の実施方法について述べております。

次の10ページは、対象事業の一覧でございます。

それでは、各事業の点検・評価の要点につきまして、学識経験者からの御意見や各所管から示されました今後の取組方向を中心に御説明いたします。

はじめに11ページの「No.1 学校司書の配置」でございますが、学識経験者からは、「学校司書を配置した効果について分析し、明示していく必

要がある」等の御意見をいただいております。所管からは、「学校司書が中心となり、連携を取りながら学校図書館の一層の充実を図っていききたい。来年度以降の拡充、継続を図っていききたい」等の取組方向が示されております。

次に13ページをお開きください。「No.2 市推薦研究の委託」ですが、学識経験者からは、「研究委託校が平成23年度は4校、24年度は3校しかない。研究・発表を通して、他教員と研究成果を共有することで、実践に生かすことが必要と思われる」等の御意見をいただいております。所管からは、「もっと多くの学校に積極的に推薦研究に取り組んでいただき、その成果を広く教職員に還元していききたい」等の取組方向が示されております。

次に15ページをお開きください。「No.3 環境教育の実施」ですが、学識経験者からは、「ばらばらにやっている印象を受ける。各校の特色を共有したりして、小田原市の特色ある学校づくりの一つとして進めた方が良いと思う」等の御意見をいただいております。所管からは、「グリーンカーテンや生ごみ堆肥化等、実践的な活動を通じて、各地域の特色を生かした環境教育の充実を図っていききたい」等の取組方向が示されております。

次に17ページをお開きください。「No.4 中学校体育連盟の活動費補助、各種大会の参加費補助、部活動地域指導者の活用」ですが、学識経験者からは、「部活動は、学校教育の不可欠な一部であるが中学校の先生の負担感が大きい。今後も今のままでやっていくのかどうか研究をした方が良いと思う」等の御意見をいただいております。所管からは、「部活動地域指導者の謝金については、そのあり方について検討したい。文化部の地域指導者についても、要請があれば、その意向に沿っていききたい」等の取組方向が示されております。

次に19ページをお開きください。「No.5 学習指導法や教育課題の共同研究の実施」ですが、学識経験者からは、「過去の調査では、一番評価が高かったのはOJTだった。授業の技術を高めようとするとならばOJTが基本となると思う。」等の御意見をいただいております。所管からは、

「今後の共同研究については、今日的課題を踏まえ、授業方法の改善、教員のスキルアップなど教育現場に求められているテーマを設定していきたい」等の取組方向が示されております。

次に21ページをお開きください。「No.6 未来へつながる学校づくりの実施」でございますが、学識経験者からは、「各学校の取組について、ばらばらな印象を受ける。小田原市として、これからの取組の目指すところを明確にしてほしい」等の御意見をいただいております。所管からは、「取組を互いに共有し、今後の活動に生かしていくとともに、広く市民に周知し、学校に対する理解や参画をいただくため、成果報告会のあり方等について検討していきたい」等の取組方向が示されております。

次に23ページをお開きください。「No.7 学校支援地域本部の運営、教育ファームの実施」でございますが、学識経験者からは、「スクールボランティアを単なる便利屋として位置付けるのではなく、学校教育に携わる人間として、協働できる組織づくり、意識形成をしてほしい」等の御意見をいただいております。所管からは、「スクールボランティアを単なる手伝いをしていただく方、活動の補佐役とするのではなく、子どもにとって指導の役割を担う立場であるとの認識をもって協力していただく体制づくりをしていきたい」等の取組方向が示されております。

次に25ページをお開きください。「No.8 幼・保・小・中連携に関する研究、幼・保・小・中連絡会の開催」でございますが、学識経験者からは、「今年目標に向かって今年は何をする、次の目標に向かって何を行うなど、理念的な部分が見えにくい」等の御意見をいただいております。所管からは、「研究を通して幼保・小・中それぞれが積極的に学びの場を共有することなどにより、関連性、連続性のある教育活動の一層の展開を図ってほしい」等の取組方向が示されております。

次に27ページをお開きください。「No.9 個別支援員の配置等」でございますが、学識経験者からは、「個別支援員が学校の一員として協働できる組織づくり・意識形成をしてほしい」等の御意見をいただいております。所管からは、「多様化する、複雑化している児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うために、子どもや学校の体制に合った人的配置の拡

充を図っていきたい」等の取組方向が示されております。

次に29ページをお開きください。「No.10 就学相談の実施、通級指導教室・特別支援相談室の運営」でございますが、学識経験者からは、「今の教育は、医療との連携が必要になっている。医学的な専門的対応が必要な場合があるので、中長期的に、特色ある学校づくりに絡めてやるといいと思う」等の御意見をいただいております。所管からは、「インクルーシブ教育については、いろいろ課題を抱えているが、障がいの有無に関わらず、児童生徒が安心して過ごせる環境で、それぞれの子どものニーズに応じた適切な支援を行うことを考えていく」等の取組方向が示されております。

次に31ページをお開きください。「No.11 教育相談指導学級の運営、不登校生徒訪問相談の実施」でございますが、学識経験者からは、「他市と比較して、不登校の児童数が多かったように思う。その理由について分析をしていく必要がある」等の御意見をいただいております。所管からは、「教育相談指導学級については、学校復帰を目指すためのステップとして、また登校できない児童生徒の居場所として、今後も活用したい」等の取組方向が示されております。

次に33ページをお開きください。「No.12 各学校施設へパソコンなどの整備、教育ネットワークの拡充」でございますが、学識経験者からは、「管理マニュアルを早々に作成する必要がある」等の御意見をいただいております。所管からは、「若い教師からベテランの教師へと情報機器の使い方が伝わって活用が広がっていくという効果を期待したい、教育ネットワークの通信速度をあげるなど改善したい」等の取組方向が示されております。

次に35ページをお開きください。「No.13 食育講演会・親子料理教室・学校給食展の開催、スキルアップ研修、食に関する指導の実施」でございますが、学識経験者からは、「何をターゲットにしているのか少し分かりにくさを感じた。」等の御意見をいただいております。所管からは、「親子料理教室や学校給食展の開催等を通して、保護者等に望ましい食習慣を身に付けることの大切さや望ましい食生活のあり方を見直すための啓発を行っていく」等の取組方向が示されております。

次に37ページをお開きください。「No.14 近代小田原三茶人等顕彰催事の開催・松永記念館地域交流などの実施」でございますが、学識経験者からは、「市全体の方向付けなど検討する組織を作ってリンクしたり、ネットワーク化したりすることなどを考えた方が良い」等の御意見をいただいております。所管からは、「学校単位での利用は困難であるが、近隣の小学校には毎年定期的に利用してもらっており、今後もこうした連携を深めていきたい。」等の取組方向が示されております。

次に39ページをお開きください。「No.15 シルバー大学講座の開催、(仮称)おだわら生涯学習大学の開設運営」でございますが、学識経験者からは、「市民ニーズの把握をどのように行っているのか、どういうニーズがあると分析したのか」等の御意見をいただいております。所管からは、「おだわらシルバー大学は平成23年度で終了し、キャンパスおだわらを開設した。今後も関係市民団体と連携・調整しながら運営を実施したい」等の取組方向が示されております。

次に41ページをお開きください。「No.16 生涯学習フェスティバルの開催」でございますが、学識経験者からは、「拠点方式でない、コミュニティ分散型の生涯学習事業を行っている市もあるので、市民主体の生涯学習事業を進めてほしい」等の御意見をいただいております。所管からは、「活動団体で構成する実行委員会で企画・運営を行っており、今後も参加団体の自主的な運営を進めていく」等の取組方向が示されております。

次に43ページをお開きください。「No.17 地域や世代を超えた体験学習などの実施」でございますが、学識経験者からは、「ふりかえりの冊子が工夫されており、良くできている。ふりかえりという形の位置付けが出来るということが良いことだと思う」等の御意見をいただいております。所管からは、「今後も環境をうまく活用しながら現状の高い人気を保てるようにしていきたい」等の取組方向が示されております。点検・評価の結果は以上のとおりでございます。

次に参考資料でございますが、47ページが教育委員のヒアリング・現場訪問表、48ページから57ページまでが、教育委員のヒアリングの概要、58ページから64ページまでが教育委員の現場訪問概要、65ページ

ジが本市の「教育都市宣言」及び「おだわらっ子の約束」、66ページ及び67ページが「平成23年度学校教育の基本方針及び目的と目標」、68ページは教育委員会の「組織図」、69ページは、「小中学校、幼稚園一覧」、70ページは「児童・生徒・園児数の推移」、72ページは「年度別教育費予算額・決算額」、73ページは「関係法令」となっております。以上でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

和田委員長…ただいま御説明がありましたが、この件につきましては、今年度、教育委員がヒアリングや現場訪問等、多くの時間をかけて検討してきました。その中で委員の皆さんからも様々な御意見をいただき、それがこのようにまとめられた訳ですが、これに対して、質疑・御意見等ございますでしょうか。

(質 疑)

萩原委員…とても良くまとめられていると思います。今回、ヒアリングや現場訪問をさせていただきましたが、現場に入っていないと分からないということが本当に良く分かりました。機会を見て、他のところにも回りたいと思いました。

和田委員長…萩原委員が仰るように、私たちの意見も充分に取り入れていただきましたし、合同ヒアリングの際には、学識経験者の方々と意見交換を重ねることが出来ました。充実したものが出来たのではないかと思います。

前田教育長…前回の厚生文教常任委員会の際に、委員の方から、スクラップアンドビルドの観点から改善していく考えはないのかという御質問をいただいたのですが、本日、改めて皆さんからいただいた意見の欄を見ますと、例えば、教育相談指導学級の運営等についても、事業の再検討をする必要があるという意見もございますし、事業によっては、改善あるいは違うものにシフトしていく必要があると感じました。

(その他質疑・意見等なし)



採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第2 議案第14号 小田原市社会教育委員会議への諮問について

(生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、議案第14号「小田原市社会教育委員会議への諮問について」を御説明申し上げます。これは、小田原市社会教育委員会議に対しまして、別紙のとおり諮問をしようとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から、議案第14号「小田原市社会教育委員会議への諮問について」御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

社会教育委員の職務として、社会教育法第17条第1項第2号に、「定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」とございます。

これまで教育委員の皆様には、キャンパスおだわらにおける新しい公共の現場を御覧いただき、また、前期の社会教育委員の調査研究に係る報告や、教育委員会事務の点検・評価等を通して、社会教育の重要性や、学社連携の必要性、市民主体の生涯学習が推進されていく中での行政の果たすべき役割等について再検証し、小田原市の社会教育行政における方向性を明らかにすべきではないかと御意見をいただいております。

そこで、御意見を踏まえ、本市の社会教育・生涯学習のあり方について、改めて検討する必要があると考えられることから、この度、資料のとおり諮問案としてまとめさせていただき、本案のとおり、小田原市の社会教育・生涯学習のあり方について、社会教育委員会議に諮問を行うことについて御審議いただくものでございます。以上で説明を終わります。

(質 疑)

萩原委員…今回、教育委員会事務の点検・評価において、現場を見させていただきまして、社会教育委員会議に対しても、大きな目的意識のようなものを教育

委員会から御提案し、そのテーマに沿うような形で、キャンパスおだわら等の活動に繋げていただけたらというように思いました。

山田委員…是非、このように進めていっていただきたいと思いますし、また、家庭教育の大切さやあるべき姿等への意見を深めていただければと思います。

和田委員長…私は教育委員としてではなく、NPO法人として、新しい公共事業を1つ担っています。その経験から言うと、こういった考え方というのは今後、非常に重要な視点だと感じます。生涯学習の立場から見て、行政と民間企業、市民団体、地域住民等が新しい形で関係を持ちながら事業を展開していくことの必要性は時代が求めていることだと思いますので、それをこのような形で諮問していただくということは、我々教育委員としても、とても良いことだと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告(9月補正予算)について

(教育総務課・文化財課)

前田教育長…それでは、報告第6号「事務の臨時代理の報告(9月補正予算)について」を御説明申し上げます。市議会9月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは、報告第6号「事務の臨時代理の報告(9月補正予算)について」御報告いたします。私からは、教育総務課分について御説明いたしません。お手元の「平成24年度9月補正予算要求概要」を御覧ください。

先月の定例会におきまして、要求予定として既に説明させていただいて

おりますので、詳細につきましては、省略させていただきます。歳入予算につきましては、歳出予算のところでお説明いたしますので、資料下段の歳出欄を御覧ください。(項) 小学校費、(目) 学校管理費の小学校教育環境整備経費でございますが、富水小学校用地購入費として1億3,212万8千円を計上するものでございます。財源といたしましては、地方債1億1,890万円、一般財源1,322万8千円を充てるものでございます。以上で説明を終わります。

文化財課長…続きまして、文化財課関係の9月補正予算につきまして、簡単に御説明いたします。ただいまの資料の同じく歳出欄を御覧ください。

(項) 社会教育費、(目) 文化財保護費の史跡整備経費でございますが、史跡等用地取得事業といたしまして、9月中に史跡小田原城跡に追加指定される見込みとなりました八幡山古郭東曲輪の用地購入費として1億3,380万円を計上するものでございます。資料の歳入欄を御覧いただきたいのですが、用地購入に当たりましては、国庫補助金1億666万6千円と県補助金133万3千円、市債1,900万円を歳入として計上するものでございます。以上で説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

(6) その他(1) 第14回城下町おだわらツデーマーチの開催について

(スポーツ課)

スポーツ課長…それでは私から「第14回城下町おだわらツデーマーチの開催」につきまして、御説明いたしますので、資料5を御覧ください。

この資料は、毎年秋に開催しておりますウォーキングイベント「城下町おだわらツデーマーチ」の今年度の大会パンフレットでございます。城下町おだわらツデーマーチは、市民はもとより全国から多数のウォーカーに参加いただいている大会で、今年で14回目を迎えます。また、今大会より国内最高水準のウォーキング大会である「日本マーチングリーグ」の公式大会として開催することとなりました。

開催日程は、11月17日、18日の予定で、事前申込期間は、9月3

日から10月31日までとなっております。今年の試みとして、11月17日に未就学児とその家族を対象とした歩育コースも同時開催することといたしました。

昨年度は、延べ8,847人の参加をいただきましたが、本年はそれ以上の参加者数を目指し、より多くの方に秋の西さがみ路を体感していただきたく、鋭意努力しているところでございます。そこで、開催にあたり、大会の周知・参加者募集のため、市の施設等でパンフレットの配置及びポスターの掲出を行います。市内の各学校におきましても同様にパンフレット配布、子どもたちへの呼びかけをお願いしているところでございますので、御承知いただきますとともに、御協力のほどよろしくお願いたします。

最後に、7月当初に本大会の役員就任依頼について教育委員の皆様へ通知いたしました。御承認いただくとともに、当日は是非、本大会の賑やかな雰囲気・子どもたちが楽しんでいる姿を見にいらしていただければと思います。以上で説明を終わります。

#### (質 疑)

萩原委員…ツデーマーチの新しい試みとして、歩育コースがあるとのことですが、良い試みだと思います。また、私はいつも参加させていただいているのですが、中学生が途中で、水やみかんを配るなどのお手伝いをしているのを見かけますが、どのように募集しているのでしょうか。

スポーツ課長…学校に対して、ボランティアで参加していただける方の募集をしております。直接申し込みに来ていただいたり、インターネットで申し込みをしていただいたりして、各学校合わせて約200人程度の募集がございす。

山田委員…街中をたくさんの方が歩いており、街の活性化に繋がっていると思いますが、市内の小中学生は毎年どれくらい参加しているのでしょうか。

スポーツ課長…若い方の参加は少ない状況でして、中学生以下のお子さんは約1,000人で全体の約16%程度となっております。ただ、市内か市外かの区分けは

しておりません。

和田委員長…ちなみに市内の小中学生はどのくらいいるのでしょうか。

前田教育長…約15,000人です。

教育指導課長…中学校では部活動等がございますので、参加は中々難しい状況ですが、中には部活動で参加していただいている学校もございます。

和田委員長…市の一大イベントですので、是非とも部活動単位でも参加していただければと思います。

前田教育長…白山中学校区など、青少年育成会単位で参加しているところもございます。

山田委員…市内の小中学生にもたくさん参加していただき、全国から来られている方々とふれあえれば良いと思います。

萩原委員…私は親子で歩くのですが、こういった機会に親子でも歩いていただけると良いと思いました。6kmコースだと、3世代で歩いている方もいらっしゃいますので、あの雰囲気は本当に良いものです。もっと小中学校でもPRできれば良いと思います。

和田委員長…普段は車社会ですので、歩くということが非常に少ないと思います。地元を知っていただくという意味でも、是非ともこのような機会に参加していただければと思います。

また、去年は雨が降りましたが、それによって当日キャンセルはかなり出たのでしょうか。

スポーツ課長…当日キャンセルはさほどではなかったのですが、通常でしたら1,000人近くはいる当日申し込みの方が初日はほとんどいませんでした。

和田委員長…日本マーチングリーグの公式大会になるということで、どのような影響があるのでしょうか。

スポーツ課長…日本マーチングリーグとは、国内で最高峰の大会を、数を18に限定して、日本ウォーキング協会という全国レベルの協会認定しているものです。去年にその審査をクリアして、認定されたということで、全国の色々なところで宣伝していただきますので、この大会を目指して参加する方も多いです。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で文化部が関連する議題は終了いたしましたので、文化部関係の職員は御退席ください。

(7) 報告事項 (1) 小田原市学校教育振興基本計画について (教育総務課)

教育部副部長…それでは、「小田原市学校教育振興基本計画について」御報告いたします。資料1を御覧ください。

学校教育振興基本計画の目的や制度につきましては、既に御案内のとおりでございますが、本年度は、策定委員の一部に委嘱替えがございましたことから、中学校長会代表に大輪城山中学校長を、公立幼稚園長会代表に小川東富水幼稚園長を、市PTA連絡協議会代表に高井会長を、市青少年健全育成連絡協議会代表に瀬戸副会長を新たにお迎えして、策定作業を行っております。

今後のスケジュールでございますが、去る8月27日に本年度第1回の策定委員会を開催し、現在そこでいただきました御意見等の集約作業を行っているところでございます。策定委員の方々とやりとりを行いまして、10月中旬には、第2回の策定委員会を開催し、素案として取りまとめる予定でございます。教育委員の皆様には、この間、素案作りに御意見をいただくとともに、10月の定例会では、策定委員会がとりまとめた素案について御協議いただく予定でございます。

また、11月には、市議会厚生文教常任委員会において中間報告を予定しております。その後、11月中旬から12月中旬にかけてパブリックコメントを、11月の中旬から下旬のいずれかで教育委員、策定委員、市民との意見交換会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。こうした経過を経た後、1月下旬には、第3回の策定委員会を開催して、計画のとりまとめを行う予定でございます。2月の定例会に計画案を提出し議決をいただきましたら、これを市議会厚生文教常任委員会において報告の上、市民への公表を行う予定でございます。以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…教育委員会事務の点検・評価の際もそうでしたが、教育委員で集まる機会を持って、細かく検討させていただくというプロセスはあるのですよね。

教育部副部長…教育委員の皆様には、定例会以外の場でも、またお集まりいただき、御検討いただきたいと考えております。

萩原委員…9月中に計画素案に係る検討会が開催されるということで、是非とも参加させていただきたいですし、策定の中にどこまで関われるのかも教えていただきたいです。

和田委員長…教育委員には当然、中心となって意見を言っていただきたいと思います。

前田教育長…11月までに3、4回は集まっていただくことになると思いますが、特に教育委員会の活性化については皆さんから積極的な御意見をいただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(2) 小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会の設置について

(教育総務課)

教育部管理監…それでは私から、小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会の設置につきまして御報告させていただきます。

現在、本市立の学校には、児童生徒や教職員が授業等で利用しているパソコン等と、教職員が校務に利用しているパソコン等があり、市教委と学校間には教育ネットワークを結び、電子情報を取り扱っています。これらの情報や情報システムには、情報化の進展とともに不正アクセスやコンピュータウイルスなどによるデータの破壊や改ざん、情報漏えいなどの脅威も顕著になってきています。セキュリティポリシーは、情報を様々な脅威から防御する方法や、職員が守らなければならない基準などを定めて、こうした脅威から個人情報などを守るために策定しようとするものでございます。

資料2「小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会設置要綱」を御覧ください。第1条は、この検討会の設置についてですが、組織における

情報資産、情報資産とは情報及び情報システムをいいますが、そのセキュリティ対策について、総合的に取りまとめた学校情報セキュリティポリシーを制定するため、検討会を設置します。

第2条では、所掌事務について、(1)から(5)までありますが、学校にとって望ましい情報セキュリティポリシーの調査及び研究を行いまして、セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針であり、小田原市の学校における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を示す「基本方針」をはじめ、その基本方針を実行に移すためのすべての情報システムに共通のセキュリティ対策の基準であり、基本方針に定められた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断等の基準、つまり情報セキュリティ基本方針を実現するために何をやらなければならないかを示す対策基準、その対策基準に定められた内容を具体的な情報システムまたは校務においてどのような手順に従って実行していくのかを示す実施手順の策定などがございます。

第3条は組織についてですが、委員につきましては5項に定めておりですが、次の資料に小田原市学校情報セキュリティポリシー検討会名簿24年度をお付けさせていただきました。小学校、中学校のそれぞれ校長会・教頭会・視聴覚研究会から推薦をいただきました6名の方と、教育部の3課、副部長が事務取り扱いをしております教育総務課、保健給食課、教育指導課の所属長3名、教育委員会が必要と認めた教職員担当課長と教育指導課指導主事の2名、計11名で組織しております。委員長は教育部副部長に、副委員長は小学校校長会推薦の東富水小学校長に決定しております。第4条以下の御説明は省かせていただきます。

資料の名簿の裏面に策定スケジュールをお示ししておりますので、御覧ください。第1回検討会を8月1日に開催し、基本方針の検討に入りまして、8月22日には、第2回検討会として、基本方針のまとめから、対策基準の検討を行いました。今後、資料に記載のとおりスケジュールで、策定を予定しております。また、運用開始までには、学校関係者への周知や、基本方針のみの公表を考えております。なお、1番下になりますが、教育委員会定例会で随時報告をさせていただきますのでよろしくお願い



たします。説明は以上です。

(質 疑)

山田委員…既にセキュリティポリシーを策定している教育委員会もあると思うのですが、参考にされたりはしているのでしょうか。

教育部管理監…総務省がセキュリティポリシーについてのガイドラインを出しておりました、それを基本にしております。また、庁内で運用しておりますシステムにおいても、平成16年からセキュリティポリシーが運用されておりますので、それらも参考にしながら策定したいと考えております。

山口委員…検討会名簿を見ますと、学校関係者と教育委員会事務局の方が委員となっているようですが、業者などのセキュリティのプロのような方はいらっしゃらなくても大丈夫なのでしょうか。どこまでこのポリシーに盛り込むかにもよるのでしょうか、技術的な部分まで盛り込むのであれば、現在のハッキング技術に対抗できるような知識を持った方を入れなくても大丈夫なのかと思いました。

教育部管理監…専門的な業者に委託して策定している教育委員会もございますが、本市といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、過去の経験もありますので、総務省のガイドラインを参考に策定したいと考えていますが、専門的な方をという御質問につきましては、要綱の第5条に、関係者の出席を求めることが出来るとされています。本市の中では情報システム課が情報セキュリティを管理していますが、情報システム課にアドバイザーとしてこの検討会に出席いただけるという内諾も得ておりますので、経験を踏まえたところで策定して行きたいと考えています。なお、外部の方の出席については、現在のところ考えておりません。

山口委員…現在は、官公庁までもが狙われてアクセスされてしまう時代ですので、ハッキング技術は非常に高くなってしまっています。児童生徒の情報が漏れることは絶対に防がなくてはならないので、万全の体制と言うのは難しいかもしれませんが、出来る限りお願いしたいと思います。

教育部管理監…ここで策定するという事は、今まで出来ていないということですので、

しっかりしたルールを早く策定して、先生方が安心して、ルールを承知の上で運用していただきたいと思っています。その上で、先ほど山口委員も仰ったように、専門にしているハッカーもいますので、そことの戦いにはなりますが、出来る限り未然に防御したいという思いで、早く策定したいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 通学路の安全点検実施状況について (保健給食課)

保健給食課長…それでは私から、「通学路の安全点検実施状況について」御報告させていただきます。資料3を御覧ください。

6月の定例会におきましても御報告させていただきましたが、通学路における交通安全を一層確実に確保するため、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成され、本市におきましても、この実施要領に基づき、通学路の合同点検を実施することといたしました。

6月以降の状況でございますが、各学校において保護者等の協力をいただき、通学路の点検を行い、危険箇所等を抽出したものを、教育委員会で取りまとめました。その中で、合同点検が必要であると判断した学校につきまして、合同点検の実施箇所や日程について、関係機関等と調整し、本日までに、桜井小、富水小、下府中小、報徳小の4校で実施しました。こちらには、PTA、地元自治会、道路管理者、小田原警察署等の方に参加いただいております。

この点検では、見通しの悪い交差点や、歩道が狭く車の交通量の多い箇所、横断歩道の白線が消えかけているところなど、各学校でリストアップした危険箇所について、現場に出向き、現状の問題点を確認しました。また、点検後は該当の箇所ごとに、具体的な改善策等について、今後の対応を協議しました。資料の写真は、当日の現場確認の様子や、合同点検後の会議の様子でございます。

また、各学校では、危険箇所に対する安全指導を行うとともに、合同点

検後の会議での協議内容を踏まえ、必要な箇所について、改善要望書を提出しております。この改善要望書は、内容に応じて、道路管理者や警察署に提出され、改善対策を行ってもらうこととなります。

以上が、国の作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」に基づく合同点検の実施状況でございます

次に、資料の裏面を御覧ください。その他の学校の取組状況についてですが、これらの学校についても、交通安全対策協議会等の活動の中で、通学路の安全点検を行い、危険箇所の抽出とその対策について協議の上、安全指導を行い、必要に応じて改善要望書の提出を行っております。また、今後9月には、早川小、曾我小の2校で、道路管理者や警察署等に参加いただき、合同点検を実施する予定でございます。教育委員会では、今後も関係機関と連携し、危険箇所の改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…合同点検を実施した4校は、特に危険箇所が多いということで実施したということでしょうか。

保健給食課長…基本的には学校の意向を確認しまして、合同点検を実施するかどうかを決めています。その他にも、危険箇所が多いということで、教育委員会側から学校に投げかけた学校もございます。また、学校の交通安全対策協議会の中で、自治会長等に動いていただいた学校もございました。

萩原委員…改善要望書を提出して、実際に改善された実例はないのでしょうか。

保健給食課保健係長…毎年10校程度から、様々なところに対して改善要望書が提出されており、その内、半数以上は改善されています。信号機の設置等は警察の範疇になりますが、2,3年かかってようやく設置されたという例もあります。また、市道に関しては市建設部で対応しておりますので、比較的迅速に対応できる部分がありまして、こちらのほうが実現した例が多くございます。

和田委員長…警察のほうが難しいというのは、警察には何か基準があるのでしょうか。

保健給食課保健係長…改善要望書は小田原警察署に提出しているのですが、それが最終的には県の公安委員会に渡ることになります。県では交通事故の発生が実際に起きた場所を優先して対応しているというような現状があります。

また、今回、合同点検を実施して良かったことがございまして、白線が消えかかっている道路は、基本的には警察に要望して直していただくので時間がかかっていたのですが、その道路状況が悪い場合は、まず、市の道水路整備課が道路の修繕を行い、その際に白線を引きなおすということで、迅速に対応していただけることが分かりました。このようなことも合同点検をした成果だと感じました。

萩原委員…改善要望書を提出しても、改善されるのかという不安がありましたが、改善された事実があるのであれば希望は持てますが、事故が起こってからでは遅いと思います。ちなみに、三の丸小学校付近の藤棚交差点では事故が実際に起こっていますが、まだ改善されていませんし、今回の合同点検を実施した学校の中には入っていませんでした。

和田委員長…基本的には学校の意向を確認するということが最初にあるということでしたので、三の丸小学校にも意向確認された訳ですよ。

保健給食課長…確認しています。また、先ほど、3省庁の合同でという説明をいたしました。教育委員会は文部科学省に、道路管理者は国土交通省に、小田原警察署は警察庁にそれぞれ報告しますので、その結果どうなるのかはまだ見えませんが、今まで先送りにされていた場所について、この合同点検によって改めて危険だということが国に上がれば、例えば、予算配分などでの対応が期待できるかもしれないと考えています。

和田委員長…学童が無免許の運転手によって多数亡くなるということが重なりましたので、それによっての国からの合同点検の要請だとは思いますが、あのケースも危険だと度々言い続けられていた場所での事故のようです。事故が起こってからでは遅いので、事故が起きないようにという働きかけが実を結ぶようにしていかなければならないと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項(4) 学校給食の食材等放射能検査について (保健給食課)

保健給食課長…続きまして、学校給食の食材等放射能検査について御説明させていただきます。お手元の資料4を御覧ください。

まず、学校給食用食材の放射性物質検査についてですが、市場に流通している食材は安全であるという前提で、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、「安全・安心のための学校給食環境整備事業」といたしまして、神奈川県が実施する学校給食用食材の放射性物質の検査を活用してまいります。

食材検査の対象は、学校給食及び公立保育園給食で使用する飲料水、乳児用食品、牛乳以外の一般食品に区分されるものが対象となります。9月から、学校給食用食材を月に2回、保育園給食用食材を月に1回の頻度で検査を行う予定でございます。検査場所は厚木合同庁舎分庁舎となります。給食で使用する前日に検査所に検査食材を持参し、検査所の職員が検査食材に含まれる放射性物質、放射性セシウムでございますが、を測定いたします。

検査結果につきましては、検査日当日に検査所から電話で速報が入りますので、神奈川県と小田原市のホームページで公表いたします。検査の結果が50ベクレルを超えた場合につきましては、神奈川県がより精度の高い放射性物質検査を実施することとなり、給食への使用を見合わせる事となります。なお、9月の検査には、学校給食用食材で人参とジャガイモ、保育園給食用食材で玉ねぎを予定しております。

続きまして、提供後の学校給食のモニタリング検査について御説明いたします。資料の裏面を御覧ください。提供後の学校給食の放射性物質を継続的に計測するために神奈川県が実施する「学校給食のモニタリング事業」において、小田原市国府津共同調理場が検査対象地点に選定されましたので、御報告させていただきます。

検査対象地点につきましては、県内2か所、国府津共同調理場の他に大和市北部調理場が選定されました。検査期間は9月の給食開始日から平成24年度末の給食終了日までとなっております。

国府津共同調理場で調理し、児童生徒に提供した学校給食1週間分を冷凍保存し、1週間まとめて神奈川県が契約した民間検査機関において、給食に含まれる放射性物質の測定が実施されます。

検査の結果につきましては神奈川県ホームページで公表されます。検査の結果、放射性物質が検出された場合は、「学校給食モニタリング事業調査委員会」において、原因食材等の検討が行われます。なお、調査委員会の構成といたしましては、外部有識者、県の関係課、検査対象の市教育委員会となっておりますが、調査委員会において、原因食材を特定する必要がないと判断された場合につきましては、調査結果と、必要に応じて結果に対する講評が併せて掲載されます。また、調査委員会において、原因食材を特定する必要があると判断された場合は、神奈川県と小田原市で食品衛生法上の基準値を超える可能性がある食材の有無を調査いたします。調査の結果、原因食材が特定された場合は、神奈川県が食材検査を実施いたします。原因食材の特定が不可能の場合は、調査委員会において対応が検討されることになります。

学校給食の放射能検査につきましては、子どもたちや保護者等への情報提供に努め、子どもたちが一層安心して楽しく給食を食べられる環境を整えてまいりたいと考えております。説明は、以上でございます。

#### (質 疑)

山 口 委 員…検査予定の食材は全て根菜ですが、誰が選定しているのですか。

保健給食課長…保健給食課において、まずは使用頻度が高いものを選定しています。なお、9月は学校給食センターと橘学校給食共同調理場ですが、10月以降は単独調理校でも実施し、出来るだけ全ての調理施設で検査を行いたいと考えています。

山 口 委 員…鮮度の問題もありますが、魚も移動しているので問題があるということも聞きますので、根菜だけで良いのかなと感じました。

保健給食課長…いずれはそのようなものも候補に挙がることになろうかと思えます。

和田委員長…産地によっても大分、差があると思えますので、検査結果が出た際に、検

査した食材がどこの地域のものであるのかも明記されていると安心すると思います。

保健給食課長…ちなみに、翌月分の給食献立を作る際に、産地表示もお願いしてありまして、今年度からは、それについてもホームページ上に載せるようにしています。

和田委員長…この件は非常にデリケートな問題でして、過敏に反応する人と、特に問題にしていない人との個人差があると思います。心配している人にも安心していただけるような配慮をしながら、このような検査をしていただければと思います。

山田委員…学校給食のモニタリング検査についてですが、これは子どもたちが食べたもの全てをミックスして、それを検査するのだと思うのですが、とても大事なことだと思います。今年度末で検査期間が終了するとのことですが、その後、市独自で続けていくことは考えているのでしょうか。

保健給食課長…モニタリング検査につきましては、県内8市が手を挙げましたが、地域性等により、本市と大和市に決まりました。検査期間は3月末までですが、現在の情報では、4月以降はそれ以外の施設を選定し、実施するようです。3月末に検査期間が終了した後はどうするのかということにつきましては、消費者庁からの測定器が環境部に来るとのことですが、現時点での予定では一般市民向けでございます。ただ、今後、そちらの使用頻度によっては、学校給食で使用させていただくことが出来るかもしれません。

山田委員…御心配されている方も多いですので、4月以降も続けていただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で本日予定の議題は終了いたしました。事務局からその他何かありますか。

教育指導課長…前回に引き続きまして、いじめ問題への対応について御報告いたします。

前回の教育委員会定例会以後、8月20日には、地域ぐるみの教育推進委員会委員との懇談会で、これまでのいじめへの対応等について、意見交

換をしていただきありがとうございました。

そのときの様々なご意見を参考に、事務局では、「いじめを防止するために」のリーフレット1枚目の一部修正をするとともに、ポスターの作成を行っているところであります。どちらも、まだ未校正の段階であるため、後ほど回収させていただきますが、来週、改めて送らせていただきまして、教育委員の皆様には最終チェックをしていただくこととなります。その後、各校や保護者、地域等に配布していくこととなりますが、まずは、教育委員の皆様には、イメージを確認していただくために卓上配布させていただきました。

2点目は、国や県のいじめに関する調査結果の公表についてですが、前回定例会では、8月中旬には公表されるのではないかと情報提供いたしました。その後、8月下旬に、さらに9月上旬と、延び延びになっているのが現状です。ただ、9月10日には、厚生文教常任委員会において、本市のいじめの状況や、これまでの対応の状況等を報告していくことになっておりますので、御承知おきください。簡単ですが、以上で報告を終わります。

#### (質 疑)

萩原委員…先生方がいじめを捉えることは本当に難しいことだと思います。先生方だけではなく、学校内にはたくさんのボランティアの方がいらっしゃるなど、大人の目が他にもあると思いますので、そういった方たちからの聞き取りや相談を受けられるような体制でいて欲しいと思います。先生方のいない場所でやられているものがいじめではないかと思いますが、そのあたりのものは数に挙がってこないものだと思います。そこも見取れるような体制づくりをして欲しいと思います。

教育指導課長…萩原委員が仰るように、学校には個別支援員や校内支援室指導員、スタディ・サポート・スタッフの方など、子どもたちと先生が離れた時にも、子どもの近くにいていただける方がいらっしゃいますので、是非とも、そういった方にも協力していただきながら情報を得ていくように、担当にも



声かけをさせていただきます。

山口委員…教育委員会のサポートについてですが、「いじめ目安箱」と「いじめ何でも相談室」と2箇所に分かれているのは、部署が違うなどの理由があるのでしょうか。開設時間も全く同じものなので、2箇所ある必要がないのかなと思いました。

教育指導課長…両方とも教育指導課が所管になります。「いじめ目安箱」は教育指導課指導係の電話番号でして、「いじめ何でも相談室」は教育相談員の電話番号になります。

山口委員…名称を2つに分けると、相談される方はどちらに架ければ良いのかが分からなくなってしまうと思います。子どもたちの感覚だと、「目安箱」の目安という言葉は、それがいじめにあたるのかどうかという意味の目安というように取られてしまう危険性もあるかなと思います。1つの名称にしたほうが良いと思います。

教育指導課長…実際には、片方の電話が埋まってしまっていた場合は、もう片方の電話に繋がるような形になっていますが、市が作成している相談窓口の案内には、この2つの名称が出てしまっているという事情がございます。

山口委員…平成24年度から改善してしまえば良いと思います。

教育指導課長…より分かりやすい形に出来るよう、検討したいと思います。

山口委員…また、ポスターについても、どこに配布するのかをよく考えなければならぬと思います。学校に貼っておいても、電話番号を書き写している時間はないと思います。

教育指導課長…1枚目のリーフレットは全保護者に届くようにします。また、自治会にも同じものを配布いたします。ポスターについては、学校にはもちろん貼るということになりますが、自治会の掲示板にも貼っても良いというようなお声をいただいています。

山口委員…それよりも、どこかの商店やバスの中などに貼っていただくなど、地域にある、子どもたちや親の世代が行きやすい所への貼付を考えていかなければならないと思います。自治会の公民館に子どもたちや親世代が行く機会はそれほどないと思います。

和田委員長…公民館は全て道路に面しているのでしょうか。

山口委員…面していない場所もあります。どうせポスターを作るのなら、もっと子どもたちの目に触れるような場所をもう少し考えても良いと思います。例えば、医師会に言ってくだされば、医療機関に貼っていただくことも可能だと思います。

前田教育長…子ども110番のように、色々な所に貼っていただけると良いと思います。教育指導課長…幅広くお声をかけさせていただいて、御協力いただけるところを常に広げていけるような形にしたいと思います。

山田委員…テレビで見たのですが、確か、兵庫県の川西市で、いじめに関することで、保育園や幼稚園の時から、子どもたちに相談の電話番号を載せた相談カードを渡しているようです。それで、とても効果が出ているようで、子どもたちから年間600件程度の相談があるようです。そのように、どこに相談すれば良いのかを小さい時から分かっていたら良いと思いますし、いじめの数が多或少ないということではなく、いじめがあつて、それをどうやって解決するのかを考え、立ち向かっていく先生が評価されるような体制になれば良いと思います。

教育指導課長…学校は本当に頑張っていると思いますので、それが皆さんに御理解いただけるように、私達も色々関わっていきたいと思います。

和田委員長…予防ということももちろん大事なことですが、解決ということもとても重要な問題だと思います。本日の新聞報道でも、横須賀市ではいじめの解決率98%と載っていました。そのように、ほとんど100%解決していると言っているにもかかわらず、いじめ対策室という窓口を作ることによって、非常に矛盾を感じました。これは、実態を把握していないのではないかという気がしますし、潜在的に見えない部分でいじめがあるのではないかと思います。そういった意味では、先ほど萩原委員も仰っていましたが、職員だけではなく、ボランティアの方なども含めた大人の目が学校の中できちんと活かされるような手法や方法も取り入れていただきたいと思います。

また、私が非常に気になるのは、解決の仕方について、コメンテーターや識者と言われている方のほとんどが、新聞やテレビで、「いじめられたら学校に行かなくても良い」と言っています。これは相談を受けた人の間

題だと思いますが、保護者がこの答えを受けて、安心するのでしょうか。私は逆に不安になると思います。その次にどうするのかということまで、相談員はきちんと用意しておかないといけないと思うのですが、そのあたりの相談員に対する指導については、小田原市は出来ていますでしょうか。

教育指導課長…相談員の方は学校でいじめの事案などに立ち向かっていられた元校長や元学級担任の先生ですので、そのあたりのノウハウは御理解いただいていると思います。ただ、基本的に小田原市では、学校に行かなくて良いということではなく、いじめを解決するためのアドバイスをしていると思います。

和田委員長…いじめを解決するための妙案があれば、世の中からいじめはなくなっていると思います。しかし、いじめはなくなっておらず、これだけの社会問題になっている現状からすると、専門に相談に乗っている方が具体的にどのような指導をしているのかを、教育委員にも教えていただきたいです。それがいじめられた子どもや保護者を本当に救うことになっているのかどうかを知りたいです。

教育指導課長…電話相談を受けた場合は必ず記録を残していますので、どのような対応をしたのかについては把握できますが、現在、手元にないもので、この場で御報告することは出来ません。

和田委員長…先日の地域ぐるみの教育推進委員との話し合いの場でも申し上げたのですが、いじめられても、保護者は学校に行かせたいと思う気持ちと、本人も学校に行かなければならないという強迫観念にも似たようなものを持っていると思います。それ故に、大変な問題になって来ているのだらうと思います。実際に保護者に聞いてみると、高校入試において、欠席日数が多いということが不利に働くということです。例えば、3年間で20日以上休むと、私立などでは推薦枠から外れるというように聞いています。いじめによって欠席した場合に、それを欠席日数にカウントされてしまうのはおかしい話だと私は思います。そういったことに対してだけでも、学校現場に提言できるような積極的な働きかけは出来ないものなのでしょうか。いじめられている子どもが欠席になって、いじめている子どもが出席ということは、どう見ても矛盾だと思います。自分を守るためには休みなさいと

いうことを大勢の方が言っているのであれば、それに対してきちんとした対応を教育委員会としては考えなければならないのではないかと思います。

前田教育長…不登校の捉え方についても、教職員は頑張っています。いじめ問題で仮に学校を欠席したという場合、小田原市では3日休むと家庭訪問または家庭と連絡を取るということになっていますし、子どもの状況によっては、2日で家庭訪問をしている学校もありますので、いじめが発生して欠席した場合は、学校でも家庭と連携を取ってケース会議をしていることもあり、不登校対策が機能するはずです。

また、いじめが原因で不登校になってしまったという場合は、マロニエやしろやまの教育相談指導学級に通っていたり、学校で教室に入れなくても、校内支援室などに通っていたりすれば、出席にカウントされます。

ただ、本当に欠席が高校入試に不利になっているのかについては、改めて調べてみたいと思います。

教育指導課長…入試に関わるか関わらないかだけではなく、子どもが本当に学校に行きたいという気持ちを持っているのに行かれないということに対しては、きちんとした対応をしていかなければならないと思います。

和田委員長…先日、あるテレビ番組で、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ノルウェー、韓国などの各国のいじめに対しての対応がやっていましたが、実際に各国の専門家が持っていた意見と、番組が持っていた方向が違っていたように思います。番組では、いじめた子に対する厳罰化で、いじめを防止できるのではないかという方向に持っていきかけたように思えたのですが、韓国以外の各国の専門家は、いじめという個別の問題を解決するよりは、そこの教育環境を改善していくという視点で取り組まないと、この問題は永久に解決していかないというような意見に見えました。また、もう1つ重要なことは、いじめの問題については、教育委員会や学校の中だけで解決するものではなく、第三者機関の介入が絶対に必要だという意見が圧倒的に多かったです。私は、世界基準でこの問題に取り組んでいる方のこのような意見も参考にしても良いのではないかと感じました。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 委員長閉会宣言

平成24年9月27日

委 員 長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）